

軍事極秘

電

報

(外、總、昭一、九一〇一三)
九月三十日海軍省受信
在獨海軍武官

獨逸大使館附武官
發信者
客年四月軍務局機密第
國戰力増強ノ爲貸與方實施中ナリシ所本件ヲ
施規則ニ就キ獨逸ト協定ヲナシ九月十五日陸海軍兩武官ト獨逸經濟省貿易局
長トノ間ニ開印セリ其ノ要領左記ノ通(本件陸軍ヘモ傳ヘラレ度)
一、貸與物件ノ受領及返還ニ對スル主責任ハ獨逸經濟省之ヲ負擔ス
二、兵器(KEILSCHRAUBEN, OBERE UND NIEDERER KANONEN)ニ提供セラレ
ガ經濟省ト共ニ代償供給ノ責ニ任ズ兵器ニアラザル物件ハ軍需大臣之ヲ
處分シ經濟省ト共ニ代償供給ノ責ニ任ズ軍需大臣ハ「イルマ」ノ内其ノ
所管ニ屬スル部分ノ商業的事務整理ヲ
ニ委託ス
三、日本側ニ於テハ之ガ商的業務ヲ陸軍ハ昭和通商又ハ其ノ委託者トシテイ

208
36

日本側ニ於テハ之ガ商的業務ヲ陸軍ハ昭和通商又ハ其ノ委託者トシテイ

武昌三十日新造修築論

五、危險ハ出貨指令書ヲ保管者（獨倉庫側）ニ到達シタル時期ニ

二移轉又

前項ノ外日本軍部ヨリ獨側ニ對シ貸與差支ナキ旨通告シタル時期ヨリ四週間ヲ經過シタルトキ亦同ジ

六日本軍部ハ必要ナル時機ニ
又ハ二對シ貨物輸出入の通關手續を

右請求ニ基キ獨側ハ適當ナル期間内ニ且優先的ニ返還ヲナス

七 物件ハ原則トシテ同種ノ品質竝ニ數量ニ於テ逕躍ス若シ其ノ間ニ生ジタ

ル形式變更又ハ他ノ理由ニ依リ同種ノ品質並ニ數量ヲ以テ之ノ製造ノ
能ノ場合ニハ同等品ヲ以テ供給セラル

物件提供ノ際返還物ニ就キ行ハレアル特別協定ハ之ヲ考慮ス返還ニ關シ
續ニ提供セラレタルモノト異ナルモノ供給セラルル場合ニハ日本軍部ト
又ハ人々ノ間ニ於テ原價各ニ當リ所買協定セラル

又ハトノ間ニ於テ賄賂ニ至ルモノハ、
返還物件ハ現荷違方法ニテ供給セラル日本軍部ノ特別希望ハ出來得ルダ
ケ之ニ應ズ

[illegible]

八 返還物件ハ左ノ各號ニ供給セラル

(イ) 「ポールド」ニテ受領セラレタルモノ

(ロ) 獨逸國內ニテ受領セラレタルモノ

(ハ) 工場ニテ受領セラレタルモノ

(ニ) 日本軍部ノ既注文品ニシテ未ダ引渡ヲ受ケ居ラザルモノ

(ホ) 本國ニ於テ納期通ノ供給ヲ必要トスルモノ

(ヘ) 右納期通ノ供給ヲ必要トスルモノ

(ニ) 定納期ノ維持ニ努力スル様指令スルト共ニ日本國ノ諒解ナクシテハ獨逸

(ニ) 於テ差押ヘヲ爲サズ

七 經濟省ハ日本軍部ノ希望ニ應ジ新納期ニテ物件ノ供給可能ナラシムル様

必要ナル措置ヲ圖ズ